

山鹿市営住宅建替事業等に伴う移転補償費等に関する要領を次のように定める。

令和8年3月27日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市営住宅建替事業等に伴う移転補償費等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づく市営住宅の建替、用途廃止又は修繕事業(以下「建替事業等」という。)の施行に伴う移転補償費の支払、及び敷金等の取扱に関して必要な事項を定め、建替事業等の円滑かつ迅速な処理を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 名義人 山鹿市営住宅条例(平成17年山鹿市条例第186号。以下「条例」という。)第11条の規定による入居の決定の通知を受けた者又は同条例第14条の規定による入居の承継の承認を受けた者をいう。
- (2) 旧住宅 建替事業等により除却又は修繕の対象となる市営住宅をいう。
- (3) 移転先住宅 建替事業等に伴い旧住宅からの移転先となる市営住宅で、新住宅に該当しないものをいう。
- (4) 新住宅 建替事業等により建設又は修繕した市営住宅をいう。
- (5) 市営住宅 条例第2条第1号または第6号に規定する住宅をいう。

(補償対象者)

第3条 移転補償費の支払いを受けることができる者(以下「補償対象者」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 旧住宅の名義人で、建替事業等の施行に伴い旧住宅を明渡し、移転する者
- (2) 建替事業等の施行に伴い旧住宅から移転先住宅に移転した名義人で、新住宅へ移転する者

(移転承諾書)

第4条 補償対象者は、建替事業等の施行に伴い移転することを承諾したときは、移転承諾書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(移転補償費)

第5条 この要領により支払う移転補償費の額は22万3千円とする。

(移転補償費の支払手続)

第6条 補償対象者は、移転を完了し、移転補償費の支払を受けようとするときは、移

転完了届（様式第2号）及び移転補償費請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、補償対象者から移転完了届の提出があったときは、移転の完了を確認するものとする。
- 3 市長は、補償対象者から移転補償費請求書の提出があり、その移転補償費請求書が適当であると認めたときは、移転補償費を支払うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、対象者が希望し、かつ、市長が移転の履行が確実であると認めるときは移転料の2分の1の額を前払い請求行うことができる。この場合において、対象者は、移転補償費前払い請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（住宅の家賃）

第7条 補償対象者が新住宅または移転先住宅に入居する場合において当該住宅の家賃の額が旧住宅の最終の家賃の額を超えるときは、当該住宅の家賃の額から旧住宅の最終の家賃の額を控除した額に次の表の左欄に掲げる入居期間の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を減額するものとする。

| 入居期間 | 率 |
|--------------|------|
| 1年以下の場合 | 6分の5 |
| 1年を超え2年以下の場合 | 6分の4 |
| 2年を超え3年以下の場合 | 6分の3 |
| 3年を超え4年以下の場合 | 6分の2 |
| 4年を超え5年以下の場合 | 6分の1 |

- 2 前項の規定により家賃を減額する場合において、新住宅または移転先住宅の家賃の額に変更があったときは、変更後の家賃について同項の規定を適用するものとする。

（住宅の敷金）

第8条 補償対象者が移転先住宅へ移転する場合は、旧住宅の敷金を充当し、差額の徴収又は還付は行わないものとする。

- 2 補償対象者が市営住宅以外へ移転する場合は敷金を還付するものとする。
- 3 補償対象者が新住宅へ移転する場合の敷金は、新住宅の算出家賃額の3月分に相当する額とする。

（退去時の原状回復等）

第9条 補償対象者が旧住宅から退去するときは、条例第39条第2項の規定による当該旧住宅の原状回復等を要しないものとする。

- 2 補償対象者が移転先住宅から退去するときは、条例第39条の規定による当該移転先住宅の原状回復を要するものとする。

（補足）

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

移転承諾書

（宛先）山鹿市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

山鹿市営住宅 _____ の（ 建替事業 ・ 用途廃止 ）に伴う移転を、下記の条件により承諾します。

記

1 退 去 先

他の市営住宅に退去する場合

市営住宅 _____

市営住宅以外に退去する場合

住 所 _____

2 退去完了予定日 _____ 年 月 日

3 再移転先 条例第36条による申出

新市営住宅に移転する場合 ※該当者のみ記入

市営住宅 _____

4 移転補償費 金 2 2 3 , 0 0 0 円

5 移転完了後の、明渡しにかかる住宅内の物品及び敷地内に残存する物（庭木等を含む）に関する一切の権利を放棄します。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

移転完了届

（宛先）山鹿市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

山鹿市営住宅 _____ の（建替事業 ・ 用途廃止 ）に伴う
移転については、下記のとおり完了しました。

記

- 1 明渡し住宅 上記市営住宅
- 2 移転完了日 _____ 年 月 日

年 月 日

移転補償費請求書

（宛先）山鹿市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

山鹿市営住宅_____の（建替事業・用途廃止）に伴う移転補償費を、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

| | | | | |
|-------------|----------------------------------|-----------------------|--------|------|
| 振込先 金融機関 | 銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫 | 本店 支店 支所 出張所 | 種 目 | 口座番号 |
| | | | 1 普通預金 | |
| | | | 2 当座預金 | |
| | | | 3 その他 | |
| | 金融機関コード | 店舗コード | | |
| ゆうちょ銀行 | | | — | |
| フリガナ | | | | |
| 口座名義人 | | | | |

年 月 日

移転補償費前払い請求書

（宛先）山鹿市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

山鹿市営住宅_____の（建替事業・用途廃止）に伴う移転補償費を、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

| | | | | |
|-------------|----------------------------------|-----------------------|--------|------|
| 振込先 金融機関 | 銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫 | 本店 支店 支所 出張所 | 種 目 | 口座番号 |
| | | | 1 普通預金 | |
| | | | 2 当座預金 | |
| | | | 3 その他 | |
| | 金融機関コード | 店舗コード | | |
| ゆうちょ銀行 | | | — | |
| フリガナ | | | | |
| 口座名義人 | | | | |